

# 名取市航空機騒音対策事業補助金 Q & A

( 令和3年5月17日版 )

## 1 手続きに関すること

### 問1-1 補助の内容は？

仙台空港の運用時間24時間化に伴う夜間の航空機騒音による負担軽減を図るために、航空機騒音が見込まれる区域の世帯主(賃貸住宅入居者を除く。)及び賃貸住宅所有者に、寝室へのエアコン・内窓を設置する費用を世帯人数により設定した寝室の数に応じて交付するものです。

なお、この制度は令和3年6月1日から令和13年3月31日までの間実施します。

### 問1-2 補助金の上限額はどのようにして決まりますか？

- 現在対象区域内で生活している皆様に公平に制度を利用していただくため「基準日」を設定し、基準日時点で住民基本台帳に登載されている世帯人数により対象となる寝室の数を決定します。対象室数にエアコン・内窓の単価を乗じた額のそれぞれの合計が上限額になります。
- 内窓設置費用については、基準日にお住まいの住宅が昭和55年以降に建築されたものと昭和54年以前に建築されたものに分け上限額を決定します。
- それぞれの上限額等については、「交付申請の手引き3ページ」をご覧ください。

※ 「基準日」は令和3年6月1日です。

※ 「上限額」は令和3年6月1日時点の住民基本台帳を確認したうえで、6月15日までに郵送でお知らせします。

### 問1-3 手続きの流れは？

以下のような流れになります。

- ① 令和3年6月1日以降、エアコンや内窓を設置してください。
- ② 設置工事が終了した都度に、補助金の交付申請をしてください。
- ③ 申請書類の内容を確認後、補助金を指定口座に振り込みをします。

### 問1-4 補助対象期間の10年の間、いつでも申請できるのですか？

- 令和13年3月31日までの間であれば申請は可能です。エアコンや内窓の設置が完了し令和13年3月31日までに申請されたものが対象となります。
- 世帯ごとに決定した上限額の範囲内で複数回に分け申請することが可能です。

### 問1-5 エアコンと内窓は同時に設置しなければなりませんか？

- 事業期間内であれば同時でも別々でも構いません。
- エアコンや内窓を設置した都度に申請していただくことも可能ですし、エアコンと内窓全ての設置が完了してから一括して申請していただくことも可能です。

**問1-6 補助金の上限額を超えて設置してしまった場合はどうなりますか？**

- 上限額を超えて設置した場合、差額は申請者の負担となりますのでご注意ください。
- 上限額は令和3年6月15日までにお知らせしますので、必ずご確認ください。

**問1-7 世帯主が高齢などで申請書の提出が難しい場合、家族等が代理申請してもよいですか？**

- 家族等による代理申請は可能です。申請書の「代理申請者」欄に必要事項を記載し、申請してください。

**問1-8 申請は郵送も可能ですか？**

- 可能です。ただし郵送料はご負担をお願いします。

**問1-9 補助金の振込までにはどの程度の日数がかかりますか？**

- 書類に不備がなければ、申請書受理後、約1か月で振込をします。

## 2 補助対象設備に関すること

### 問2-1 対象となるエアコンや内窓にはメーカーや規格の指定はありますか？

- メーカーや規格の指定はありません。ただし、上限額を超えた分は自己負担となりますのでご注意ください。

### 問2-2 内窓ではなく、防音サッシやペアガラスなどでも補助対象となりますか？

- 窓の遮音効果を向上させる目的で行うものであれば対象となりますが、上限額は同一なのでご注意ください。

### 問2-3 内窓を設置した場合の遮音効果はどの程度ですか？

- 遮音の効果は家屋の状況により異なりますので、ご不明な点は事前に施工業者にご確認ください。

### 問2-4 エアコンではなく、扇風機でも補助対象となりますか？

- 扇風機は対象としていません。壁や天井など家屋に固定し設置するエアコンを対象としています。

### 問2-5 すでにエアコンもペアガラスもあるが、他の防音設備の購入は対象となりますか？

- この制度は令和13年3月31日まで続けていきますので、その間にエアコンの買い替えやガラス窓の修繕等が生じた時にご利用ください。

### 問2-6 基準日前に設置したエアコンや内窓でも、領収書等があれば対象となりますか？

- 基準日の令和3年6月1日以降に設置した設備が補助の対象となります。
- この制度は令和13年3月31日まで続けていきますので、その間にエアコンの買い替えやガラス窓の修繕等が生じた時にご利用ください。

### 問2-7 対象の家屋を建替える場合は、補助の対象となりますか？

- 建替えに合わせて補助の申請が可能です。  
建替えの場合には「●●新築工事一式」ではなくエアコンや内窓の設置に要した費用の内訳が分かる資料（領収書写し等）を提出していただければ対象となります。

### 問2-8 リフォームなど、エアコンや内窓を含む工事を行った場合は補助対象となりますか？

- 「●●工事一式」ではなく、エアコンや内窓の設置に要した費用の内訳が分かる資料を提出していただければ対象となります。

**問2-9 家屋の建替えを予定しており、もとの家屋が昭和 54 年以前に建築したのですが、上限額はどうなりますか？**

- 令和 3 年 6 月 1 日(基準日)時点でお住まいの家屋の建築年により上限額を決定します。建替えにより上限額が変更になることはありません。

**問2-10 補助金受領後、エアコンや内窓を処分する場合はどうしたらよいですか？**

- 設置から 6 年間の間に処分する場合は書類の提出が必要となります。名取市企画部政策企画課空港対策係にご相談ください。

**問2-11 エアコンの電気代は助成されないのですか？**

- 電気代の補助制度はございませんので、今回設置したエアコン利用に係る電気料金については設置者にご負担をお願いします。

### 3 対象室数・居住人数に関すること

#### 問3-1 寝室かどうかの判断は？

- 世帯ごとに生活様式が異なり寝室の利用方法も様々です。寝室はとてもプライベートな空間であり、寝室か否かの正確な把握を行うことが困難なことから、申請者の申告に基づき判断します。

#### 問3-2 対象室数はどのように決めたのですか？

- 1棟の家屋（アパートなど集合住宅の場合は1つの居住空間）に居住している人数から対象室数を決め上限額を設定しています。

#### 問3-3 実際の寝室数に合わせた補助はできないのですか？

- 対象区域内で生活している皆様に公平に制度を利用していただくため、居住している人数から上限額を設定しています。
- 世帯ごとに設定されたエアコン、内窓それぞれの上限額の範囲内であれば実際に設置した台数は問いませんので、必要な寝室数分を設置してください。

（例 エアコン設置、居住人数3人の場合）

対象2室 上限額29万円 → 9万6千円/室×3室

対象2室 上限額29万円 → 29万円/室×1室

※ 上限額29万円の範囲で1室設置でも3室設置でも差支えありません。

#### 問3-4 家族が増えた場合、新たに補助対象とはならないのですか？

- 令和3年6月1日（基準日）時点での居住人数により上限額を決定しますので、基準日以降に居住人数が変わっても上限額は変わりません。

#### 問3-5 就学や転勤で住民票が別になっている家族の分は対象にならないのですか？

- 令和3年6月1日（基準日）時点での居住人数により上限額を決定します。
- 居住人数は基準日時点の住民基本台帳により決定しますので、基準日時点で対象の住所に住民票が無いご家族は対象とはなりません。

## 4 その他

### 問4-1 補助金の交付を受けた場合、税金の課税対象になりますか？

- 所得税や法人税、市県民税の課税対象となります。
- 個人の方が自宅にエアコン等を設置したことにより補助金を受け取った場合は一時所得となります。他の一時所得とされる所得との合計額が年間 50 万円を超えた場合は確定申告が必要となります。ご不明な点は名取市総務部税務課市民税係または仙台南税務署にお問い合わせください。
- アパートなどの賃貸住宅の所有者の方につきましては、事業所得となります。ご不明な点はお近くの税務署にお問い合わせください。